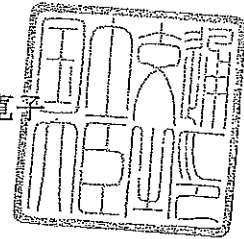


認定書

国住指第3364号
平成14年4月15日

株式会社北日本ダイエイ
代表取締役 齊藤暢之 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-0237

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

木毛パーライトセメント板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り